

# 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 地区社協運営助成金交付要綱

## 1. 目的

この要綱は、社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会長（以下「市社協会長」という）が、地区住民が主体となって組織する地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）の運営を助成することにより、「住民参加による福祉のまちづくり」を推進することを目的とする。交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

## 2. 財源

助成金は、藤枝市社会福祉協議会の一般財源および赤い羽根共同募金を財源とする。

## 3. 助成対象

地区社協の運営に関し必要な経費を助成する。

- (1) 地区社協役員会、企画委員会、総会等の会議の運営に必要な経費
- (2) 地区社協役員、ボランティア等の研修費
- (3) 地域内の福祉団体育成にかかる経費
- (4) 資料印刷費、通信費、消耗品等
- (5) その他、必要と認められる事業

## 4. 助成金の額

助成金の額については、次のとおり、前年度の市社協会費納入金額をその算出基準とし、その額を定める。

- (1) 算出方法：

[各地区前年度会費納入金額÷400 円（小数点以下、切り上げ）] × 70 円  
+ 地区段階別額  
+ 全地区一律額  
+ 物価高騰対策加算

・地区段階別額	A 地区（瀬戸谷・稻葉）	： 60,000 円
	B 地区（葉梨・広幡・西益津・大洲・岡部）	： 90,000 円
	C 地区（藤枝・高洲）	： 110,000 円
	D 地区（青島）	： 130,000 円
・全地区一律額		100,000 円
・物価高騰対策加算		20,000 円

## 5. 交付の申請・決定

助成金の交付を受けようとする地区社協は、交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書、及び役員名簿を添付し、市社協会長に提出するものとする。

(1) 助成金交付の決定を受けた地区社協は、請求書（様式第2号）を市社協会長に提出するものとする。

## 6. 事業の報告

助成金の交付を受けた地区社協は、事業が完了した後、速やかに実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し市社協会長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

### 付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。